

三原市消防本部告示第3号

三原市火災予防条例（昭和17年三原市条例第264号）第32条第1項の規定に基づき消防長が指定する場所を次のとおり指定する。

令和元年11月26日

三原市消防長 頓 田 祐 司

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）又は客席（屋外観覧場の客席を除く。）

(2) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）

(3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場、展示部分及び公衆の出入りする部分の床面積の合計が1、500平方メートル以上のものの当該部分（喫煙にあつては、食堂の部分を除く。）

(4) テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

(5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された次に掲げる建造物の区分に応じそれぞれ定める内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。

ア 宗光寺山門 建造物の内部及びその周囲3メートル

イ 佛通寺含暉院地藏堂附須弥壇 建造物の内部及びその周囲3メ

ートル

ウ 米山寺宝篋印塔 建造物の内部及びその周囲3メートル

エ 小早川氏城跡 史跡全体

オ 御年代古墳 史跡全体

カ 横見廃寺跡 史跡全体

2 危険物品を持ち込んではない場所

(1) 劇場等の公衆の出入りする部分（前項第1号に掲げる場所を除く。）

(2) キャバレー等の公衆の出入りする部分

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 三原市消防本部告示第3号（平成27年10月1日）は、廃止する。